平成 30 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち 生産国の現地情報収集事業 (大洋州地域等)

報告書

抜粋

<< 中国 >>

令和2年3月

林野庁

目 次

1	報告書の概要1					
2	事	業の概要2				
ı	2.1	事業の背景及び目的2				
	2.2	事業の実施内容等3				
	2.3	事業の実施体制11				
3	生產	産国における現地情報の収集12				
	3.1	パプアニューギニア12				
	3.2	ソロモン諸島65				
	3.3	ロシア119				
	3.4	ベトナム				
	3.5	中国				
巻	末資料	斗(成果報告会資料)247				

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下、「クリーンウッド法」という)が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成30年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団法人地球環境戦略研究機関を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の計5カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 31 年 3 月から令和元年 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 3 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、学識経験者、業界団体、林野庁等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に3回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、令和元年 12 月中旬に開催された成果報告会において広く事業者等の関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第5条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第6条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デューデリジェンス」(払って然るべき正当な注意義務及び努力)の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法 伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関 連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう 情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成27、28、29年度の先行事業に引き続き、平成30年度補正予算において「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)」として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を 一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産 国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)に係る仕様書」に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下のとおりとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野 庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ロシア(主に極東)、パプアニューギニア、ソロモン諸島、中国、ベトナム等

(2) 調査内容

- ア 森林の伐採に関する法令調査
 - ・伐採に関する法令(改正状況含む)の概要
 - ・伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の有無
 - ・伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件
- イ 木材の流通段階における法令調査
 - ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例
- ウ 木材流通状況調査
 - ・調査対象国の木材流通の特徴(主要な木材輸出製品、木材の原産国等)
 - ・森林認証システムの導入状況
 - ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施に当たっては、上記のような本事業の背景、目的、内容(貴庁の要求事項)を十分に踏まえた上で、当共同事業体のこれまでの経験・教訓や各調査員の「強み」を最大限に活かし、次の基本的な方針を掲げて、事業実施に取り組んだ。

1) 調査対象国の選定

基本的に、「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)に係る企画競争応募要領」に記載された国を調査対象国とした。

調査対象国は、大きく次の2つに区分される。

- ①「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち情報の充実が必要な国: パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア(主に極東)
- ②「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち木材の加工品の貿易がさかんな国: ベトナム、中国

上記①に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に 確認の上、充実が必要な情報を特定し、焦点を絞った効率的な現地調査を実施した。

上記②に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に 確認の上、同国が木材を輸入している生産国を特定するとともに、輸入の際の合法性確認に関 する情報に焦点を絞り、効率的な現地調査を実施した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

調査区分	調査対象国
現地調査	【大洋州地域】パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国 計 5 カ国

2)調査範囲

調査対象とする範囲、もしくは調査の枠組みを、クリーンウッド法第6条で事業者の責務として課せられた「デューデリジェンス」の基本概念に基づき、素材生産から、加工、輸出までの段階を主な調査対象とした。また、特に加工貿易国である調査対象国②については、過年度に調査済みの上記の段階の情報を必要に応じて更新すると共に、素材の輸入から再輸出までの段階を主な調査対象とした。

(1) 木材流通状況に関する調査範囲

上述の調査範囲を基本とする上で、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、各国の木材生産及び輸出入の現況情報を整理して、調査対象国を経由して対日輸出される主要製品種目を特定した。素材生産国である調査対象国①については、その主な輸出相手先国として、日本と日本に再輸出する主な加工貿易国を特定した。一方で、加工貿易国である調査対象国②については、その主な輸入相手先国として、素材生産国を特定した。これにより、我が国を終点とするサプライチェーンの中で、調査対象国がどこに位置しており、その製品種目の木材素材の原産国はどこであるかを明確にした上で、調査対象国間の関連性も

考慮しながら情報を収集した。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟(ETTF)もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- 合法伐採権(土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可)
- 税金と手数料(ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、 収入及び利益税)
- ▼ 木材伐採(林業(木材伐採)規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用)
- 第三者の権利(慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)、先住民族の権利)
- 貿易と輸送(樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関 規制、CITES (ワシントン条約)、デューデリジェンス/デュー・ケア)

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。 ETTFが EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- **☑** 現地サプライチェーン監査(CoCに特化)
- 森林管理ユニット (FMU) 監査 (現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認)
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ▼ サプライチェーンマッピング(追加情報の要求)

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク 情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つ のコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につな げるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポ ーネントの実施内容は次のとおりである。

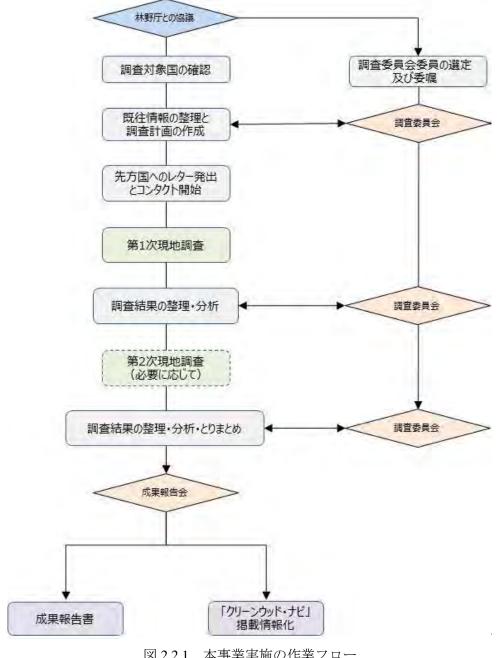


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要 を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、2.2.2 の 2)調査範囲に示した段階に着目して情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続きに必要な書類(様式)の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容 は表 2.2.3 に示すとおりとした。

特徴 概況 調査ポイント 国名 ①「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報をより充実させる必要がある国 製材、木質パルプなどを日本へ輸出する。 ● 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸 ロシア ● 主に中国やフィンランドを中心とする欧州に 出)に焦点を当てる。 (主に極東) 原木・製材・チップ等の輸出実態あり。 ● 合法性の確認手段の1つとして森林認証 ● 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が の有無及び運用実態を調査する。 存在する。 ● 特に中国への輸出と中国を経由した対日 輸出について、中国調査と連関して相乗 的に調査を実施する。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

特徴 国名 パプアニューギニア (PNG)	概況 原木を少量日本に輸出する。 原木を大量に、主に中国に輸出する。	調査ポイント
ソロモン諸島	● PNGと相似的	● PNGと同様
中国	● ウッドパネル、合板、製材、木炭を大量に日本へ輸出する。 ● 調査対象国①の素材生産国である3か国を含め、高リスク国と評される国々を含む多様な輸入再手先国から木材を輸入する世界最大の木材市場を形成する。 ● FLEGT-VPAにおける二国間調整メカニズムを設置して、EU行政機関が中国をハブとした多国間調整を実施する。	過年度事業で既に木材流通状況とリスク 評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低 減手法について焦点を置き調査する。 特にEU市場及びその事業者による中国と の取引に関連する文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 特に調査対象国①の3か国やその他の FLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入
ベトナム	 主に木材チップ、木製家具を日本へ輸出する。 主に東南アジア諸国から原木や製材を輸入する。 2018年に、インドネシアに次ぐ2番目にFLEGT-VPAを締結、TLASの導入段階にある。 	と連関して相乗的に調査を実施する。 ● 過年度事業で既に木材流通状況とリスク 評価に係る関連法令等の基本情報を整 理していることから、その更新及びリスク低 減手法について焦点を置き調査する。 ● 特にEU市場及びその事業者のベトナムと の取引関連文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 ● 特にその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入や、VPA新規締結による TLASの導入進捗に着目して調査する。

(3) その他の補完的調査手法

上述の基本的な調査手法及び調査ポイントに加えて、より効率的・効果的な情報収集・分析を行うため、文献調査と現地調査の進捗による必要性に応じて、下記の補完的調査を実施した。

①情報収集の準備のための国内聴取調査

デューデリジェンスの実践における課題や収集すべき情報のニーズを事前に調査し、調査範囲及び調査対象国ごとの調査ポイントをより明確にするため、日本国内の代表的な第1種木材関連事業者1、2件程度を対象に聴取調査を実施した。同調査を実施する場合、調査結果の部分的な報告等も行い、そのフィードバックを反映して、実践性の高い調査結果の整理を図った。

②国際会議等における情報収集

文献調査または調査対象国内の聴取調査だけでは把握が困難な、調査対象国を含む生産国・加工貿易国・消費国間の国際的かつ複雑な取組やその動向に関する情報収集と、そのための聴取調査対象者等とのネットワーク構築を効率的・効果的に実施するため、調査対象国やその近隣国等において、国際機関等が開催する国際会議等の催しを利用した。

なお、当共同事業体の構成事業者は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち、本事業の他、「追加的措置の先進事例収集事業」も実施している。「追加的措置の先進事例収集事業」の調査対象国であるEU加盟国による、本事業の調査対象国内における追加的措置の先進事例についても、必要に応じて情報収集し、両事業が相乗的に成果を達成できるようにした。

(4) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国 の5カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

————————————————————————————————————					
調査対象国	現地調査期間				
ベトナム	令和元年6月24日~7月4日				
パプアニューギニア	令和元年8月18日~31日				
ソロモン諸島	令和元年8月31日~9月7日				
ロシア	令和元年8月11日~31日、11月6日~14日				
中国	令和元年9月6日~13日、10月17日~25日				

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者と協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

No.	種別	氏 名	所 属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2	子們在歌伯	立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
3		奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
4	業界団体	岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		加藤 正彦	一般社団法人全国木材組合連合会 企画部長
6	NGO	相馬 真紀子	WWFジャパン 森林グループ長

表 2.2.5 調查委員会委員

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回(開始時、中間報告時、取りまとめ時)開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時:令和元年5月27日(月) 13:00-15:00 場所:地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	・委員の紹介・本事業の背景、事業内容等の説明・調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画案の説明・本事業の実施方針等に関する協議 等
第2回	日時:令和元年9月2日(月) 13:00-14:50 場所:地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	・ベトナムにおける現地調査結果の概要説明 ・ PNG、ソロモン諸島、ロシア、中国の事前情報収集結果の概 要説明及び今後の現地調査の実施方針・方法の協議等
第3回	日時:令和元年11月22日(金)13:00-15:30 場所:地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	・ 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 ・ 今後の報告会開催、報告書の最終化の方針・方法の協議等

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への 掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO等、広く関係者に報告するため、 下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時:2019年12月19日(木)

13 時 30 分~16 時 30 分

場所:主婦会館プラザエフ9F 「スズラン」

〒102-0085 東京都千代田区六番町十五番

参加者数:64名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それ ぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有 する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団 法人地球環境戦略研究機関が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両調査員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、 管理技術者、照査技術者及び事業責任者(主査)を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員 から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、 海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する 技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術 協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制(主な業務従事者)

区分	氏 名	所属·役職			
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会事業部 上席技師 森林情報グループ長			
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会事業部 首席技師 国際協力グループ長			
主査	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ			
業務担当者	氏 名	所属·役職			
西尾 秋祝		(一社)日本森林技術協会事業部 指導役 国際協力グループ			
松本 淳一郎		(一社)日本森林技術協会事業部 主任技師 国際協力グループ リーダー			
橋口 秀実		(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 国際協力グループ			
米 金良		(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ			
藤崎 泰治		(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 研究員			
鮫島 弘光		(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 主任研究員			
山ノ下 麻木乃		(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 森林保全タスク 主任研究員			
Henry SCHEY	VENS	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 プログラムディレクター			
(バックアップ)					
郡麻里		(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ			
永野 裕子		(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ			
宮部 秀一		(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー			
島崎 奈緒実		(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任			

3. 生産国における現地情報の収集

3.5 中国

中国の木材合法性に係る関連情報については、既往情報として、林野庁による補助・ 委託により一般社団法人全国木材組合連合会が作成した直近数年間の各種事業報告書¹ 及び一般社団法人日本森林技術協会が作成した過年度の同事業報告書²に、以下の項目を 含む内容が記述・公開されている。

- 森林、林業、および木材産業の現況(地域別・品目別、主に 2012 年)
- 木材・木材製品の輸出入の現況(品目別・相手先国別、2006-2015年)
- 申国産木材合法性の関連法令・書類・システムの詳細
- 中国当局による違法伐採対策の概況(推進体制、政府調達、国際協力等)
- 申国国内の各種森林認証制度の発展と当局による支援の概況
- 中国の民間産業組織による独自の違法伐採対策の概況
- 中国の木材取扱事業者によるサプライチェーン管理のケーススタディ³

本章においては、それらの既往情報の更新を主な目的とする。加えて、加工貿易国と しての中国に焦点を当てて、複雑化する木材貿易の最新統計やリスク情報並びに国際化 する利害関係者の取組について特筆することとする。

調査方法としては、上記の既往情報と中国で開催された国際会議等における入手情報を基に、現地当局、業界団体、事業者、NGOに聴取調査を実施することで、更新情報の有無やその詳細確認、その他追加情報等の収集を図った。

¹ 一般社団法人全国木材組合連合会(2017)「中国における木材、木材製品の合法証明の確立に関する動向調査報告書」(平成 28 年度林野庁委託事業・違法伐採対策取組強化事業)(https://www.goho-

wood.jp/jigyou/h28/doc/h28report_chinal_jp.pdf) 及び一般社団法人全国木材組合連合会 (2015)「中国における木材の合法性証明現状調査報告書」(平成 26 年度林野庁補助事業・地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業 (合法木材普及促進事業)) (https://www.goho-wood.jp/jigyou/h26/doc/h26report2.pdf)

² 一般社団法人日本森林技術協会(2018)「「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業報告書」 (平成 28 年度林野庁委託事業)(http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/chn/29report-chn02.pdf) ³ その他に大手外資系家具製造販売会社による独自の合法性確認システムを解説したレポートがある。World

Resources Institute. 2013. Case Study: IKEA's response to the Lacey Act: due care systems for composite materials in China. (http://www.forestlegality.org/sites/default/files/IKEA China.pdf)

3.5.1 木材生産・流通の状況

1) 木材生産・流通の特徴

(1) 森林伐採・木材流通に係る行政体制4

森林の種類及び伐採可否

森林の種類は、段階的な法令改正の中で、林種、用途の他、土地所有権の適用や経営 方法等の観点から、以下のように多層的に分類されている。

1984 年に制定され、1998 年及び 2009 年に改正された森林法において、常にその第 4 条で森林を防護林(水源涵養林、防風林、飛砂防災林、護岸林など)、特殊用途林(国防 林、環境保全林、母樹林、風景林、実験林、革命記念地の林木など)、用材林、薪炭林、 経済林(果実、食用油原料、調味料等の生産を主目的とする林)の 5 種類に分類してい る。

一方、2008 年に公布された国務院意見5では、森林を分類して経営するという観点から 公益林と商品林に二別している。生態学的に重要な森林・林木、または生態学的に脆弱 な地域の森林・林木は、公益林として区分され、伐採や事業運営が生態学的なバランス や生物多様性に大きな損害を及ぼさない地域の森林・林木は、商品林に区分されている。

森林の伐採可否については、上記森林法第5章(第29条~第35条)に規定されてい る。伐期に達した用材林は、年間伐採量の制限、状況に応じた伐採方法の選択、更新義 務の規定に従って伐採を行うことができる。防護林及び、特殊用途林のうち国防林、環 境保全林、母樹林、風景林は、保育及び更新を目的とした伐採のみ許可されている。特 殊用途林のうち名所旧跡や革命記念地の林木、及び自然保護区内の森林は、伐採厳禁と なっている。薪炭林及び経済林については、1987 年に公布され 2011 年に改定された森 林伐採更新管理弁法第 10 条に、自治区や直轄市等の担当部署が定める技術的な規定に 基づいて、伐採できることが明記されている。

上記国務院意見においては、公益林の伐採は厳格に管理するが、商品林の伐採につい ては、伐採制限を見直し、審査・承認手続きを簡素化する等、運営主体の自主的な経営 を推進する方針が示されている。

一方、中国社会経済開発第13次5カ年計画(2016年~2020年)に基づいて、2016年 以降、国有林・集団林を問わず、天然林における商業的伐採を全面的に停止6する政策が 進められている。

上記の森林区分と伐採可否の条件を総じて判断すると、中国の国産材の主要な供給源 は、人工林の用材林のみとなり、それ以外の林種からの供給は極めて限定的となる。

(http://www.gov.cn/gongbao/content/2008/content_1057276.htm)

⁴ 本項は平成 28 年度同事業の報告書の該当箇所を更新した上でその要点を再整理したものであり、本項記述の 権利の行使に係り発行される各種書類の詳細については、同報告書を参照されたい。

⁵ 中共中央国务院关于全面推进集体林权制度改革的意见

⁶ 中国社会経済開発第13次5カ年計画の原文は「全面停止天然林商业性采伐」となっている。

土地及び森林に係る権利制度

中国における木材合法性の定義は、上述の森林法区分の枠組みの中で土地及び森林の 所有制度が、憲法⁷、民法通則⁸、森林法⁹、土地管理法¹⁰等で規定されている。

前提として、土地所有権における国土一般の分類としては、全人民所有地(国有地) と労働大衆集団所有地(集団所有地(原語:集体所有地))が存在する。

これらの所有形態ごとに、土地または林地を所有する権利(土地または林地所有権)、 土地または林地を使用する権利(土地または林地使用権)、そして土地または林地に依存 する自然資源である森林・材木を所有する権利(材木所有権)の3種が設定されている。

うち、国有地については、国務院が土地所有権を行使し、県¹¹級以上の地方行政機関が 行政を執行する。国有土地使用権証明書を発行することで、機関や企業、または個人に 土地使用権を請け負わせることが可能である。

一方で、集団所有地は、県級以上の行政機関が発行する土地所有権証明書に基づき、 郷鎮の集団経済組織や、郷鎮の下部に位置する住民自治単位である村等の集団経済組織 または村民委員会が土地所有権を行使する。いずれも、それらの構成員や、他の機関、 企業または個人に土地使用権の行使を請け負わせることが可能である。

これは林地についても同様であり、したがって国有森林と集団所有林が存在する。

国有林の林地使用権は、主に国有森林・工業グループや国家林業草原局、国有林場等の経営管理機関により行使される。

その一方で、集団林の林地使用権は、主に郷村林場や農家、企業が請け負う。なお、 請け負われた林地使用権(林地請負経営権)は、相続、譲渡、抵当化、担保化、および 株式化が可能である。

これらの林地使用権または林地請負経営権により造林が可能になり、その成果として 材木所有権を保持することができる。

以上のことから、全人民(国)または住民の組合である労働大衆集団(集団)は、林地を所有したうえ、それを利用および材木を所有することができるが、それ以外の企業や個人等は林地を所有することができず、その請負利用及び材木の所有のみが可能である。

⁸ 中华人民共和国民法通则 (http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content_4470.htm)

¹¹ 中国の行政体系は、上位から順に省級(省・自治区・直轄市)>地級(地級市・自治州・直轄市轄区)>県級(県・自治県・県級市・地級市轄区)>郷級(郷・民族郷・鎮)により構成されている。

行政区	基本	人口集中地区	上位自治体の直轄	少数民族地域	内モンゴル
省級	省 直轄市 特別行政区		自治区	内蒙古自治区	
地級		副省級市・省都	副省級区	副省級自治州	
地級	地区	地級市		自治州	アイマク (盟)
県級	県	県級市	市轄区	自治県	旗、自治旗
郷級	郷	鎮	県轄区、街道	民族郷	ソム、民族ソム

⁷ 中华人民共和国宪法 (http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/node_505.htm)

⁹ 中华人民共和国森林法 (http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=20095&lib=law) 及び中华人民共和国森林法 实施条例 (http://www.forestry.gov.cn/main/3950/content-459869.html)

¹⁰ 中华人民共和国土地管理法(http://www.china.com.cn/chinese/law/647616.htm)及び中华人民共和国物权法 (http://en.pkulaw.cn/display.aspx?cgid=89386&lib=law)

	衣 5.5.1 林州に保る惟州前及					
属性	権利名	権限	権利者			
	林地所有権	占有、使用、収益、処分	国、集団			
土地	林地使用権	占有、使用、収益	国、集団、私的主体			
	(請負経営権)					
地上物	材木所有権	占有、使用、収益、処分	国、集団、私的主体			
	材木使用権	占有、使用、収益	国、集団、私的主体			

主 251 本サア校 7 按到判由12

(2) 森林管理・木材生産の状況

中国の総国土面積は942百万 ha であり¹³、そのうち森林は208.3 百万 ha であることか ら、総国土面積の 22.1%に相当する14。森林面積は毎年増加しており、2010 年から 2015 年にかけては毎年平均 0.8%拡大している。同期間の国別の森林拡大としては世界最大で ある。

森林の所有形態は、国有林が39%、集団林が61%であり、集団林化が加速している15。 森林分布としては、主に福建省・浙江省を中心とした華中・華南地区の常緑針葉樹林 や、吉林省・黒竜江省を中心とした東北部の落葉広葉樹林及び落葉針葉樹林が存在する。

森林分類として、全森林面積のうち天然林は一次林が 5.6%、二次林が 56.5%である 14。 天然林は主に東北、華南、及び華中南部やチベット自治区などに分布する。

総国土面積のうち自然保護区は 144.6 百万 ha16で、全森林面積の 13.5%が自然保護区内 に位置する14。自然保護区指定森林のほとんどが天然林である。

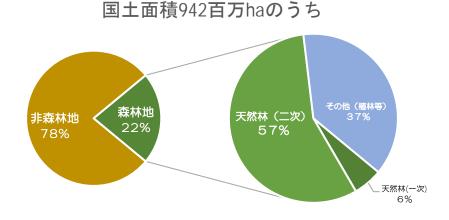


図 3.5.1 中国の国土面積に占める森林率と成立過程の内訳 13・14

[※]材木使用権は独立した法定権利であるが、基本的に林地使用権・材木所有権に付随する。

¹² 平野悠一郎 (2013)「中国の集団林権制度改革の背景と方向性」,『林業経済』66(8), pp1-17, 林業経済学会 より抜粋・編集

¹³ FAO. FAO Country Profiles: China. (2019). (http://www.fao.org/countryprofiles/index/en/?iso3=CHN)

¹⁴ FAO. Global Forest Resources Assessment 2015.

¹⁵ Rights and Resources Initiative. Tenure data tool. (2018). (https://rightsandresources.org/en/workimpact/tenure-data-tool/#.WjjIOVVI9ph)

¹⁶ UNEP-WCMC. Protected Area Profile for China from the World Database of Protected Areas. (2018). (https://www.protectedplanet.net/country/CN)

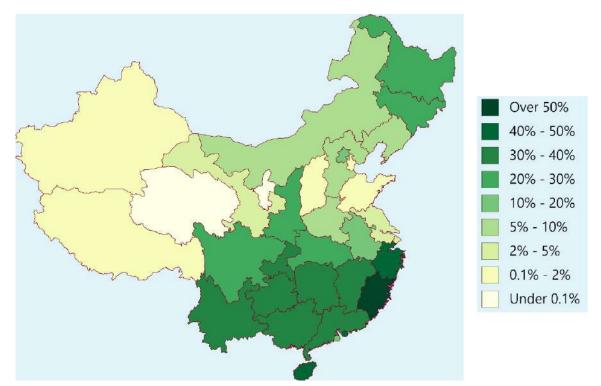


図 3.5.2 中国の各行政区の森林率17

中国国内における木材生産として、1998年までの天然林からの木材生産は、国産材の総量のおよそ4分の3を占めていた。しかし、それ以降の天然林資源保護工程により、黄河・揚子江上流域一帯、新疆ウイグル族自治区、及び黒竜江省や吉林省、内モンゴル自治区を中心とした部分的かつ段階的な天然林の伐採制限または禁止令が施行された。その結果、国産材生産量は2008年以降に約8,000万立米でほぼ横ばいに推移しており、うち天然林からの生産量は依然として過半数を占めるものの約5,000万立米に減少した。更には、2016年以降天然林における商業的伐採を全面的に停止する政策が進められていることから、国産材の過半数を植林材や輸入材により代替することが想定される18。

需要増が予測される植林は、伐期 5~7年のポプラやユーカリ、伐期最長 25年程度のコウョウザンやマツのプランテーションが主体である。分布範囲は華南・華中や東北が主で、生産者は国有林場や民間企業、村等の集団経済組織または農民個人など、その形態や規模は様々である。

なお、上記の天然林における商業的伐採の停止政策により、同国の国産材の樹種構成が変化することが予想される。国産材として現在調達可能な植林における主な用材樹種と、商業的伐採の停止政策以前の天然林における主な用材樹種(すなわち原則として調達が不可能になる用材樹種)、及び CITES 登録樹種を下表に示す。合法性確認の際は、特に天然林の分布する地域周辺から調達する場合には、商業的伐採の停止政策後に伐採された天然林からの木材の混入に注意を払う必要がある。

.

¹⁷ Retrieved from: World Resources Institute. Global Forest Watch. (2019). (https://www.globalforestwatch.org)

¹⁸ Forest Trends. China's Domestic Timber Supply. (2016).

表 3.5.2 植林・天然林における主な用材樹種と CITES 登録樹種

	表 3.5.2 植林・天然林における主な用材樹種と CITES 登録樹種							
	植林における主な用材樹種(英語通称及び学術名) 19							
-	Chinese fir (Cunninghamia lanceolata)			•	Chinese red pine (Pinus massoniana)			
-	Chinese weeping cypress (Cupressus funebris)			•	Chinese pine (Pinus tabulaeformis)			
-	Eucalyptus spp.			•	poplar (Populus spp.)			
-	Dahurian larch (Larix gmelin	ii)		•	oak	(Quer	cus spp.)	
-	American pitch pine (Pinus e	lliottii)		black	c locu	st (Robinia pseudoacacia)	
	伐採禁止以	前のヲ	ミ然林における主な用材	樹種	(英語)	通称及	.び学術名) ¹⁹	
-	Faber's fir (Abies fabri)				Sika	ng pir	ne (Pinus densata)	
-	birch (Betula spp.)			-	Chin	ese r	ed pine (Pinus massoniana)	
•	Chinese weeping cypress (C	upres	sus funebris)		Yunr	nan pi	ne (Pinus yunnanensis)	
•	Chinese fir (Cunninghamia la	anceo	lata)		oak	(Quer	cus spp.)	
-	dragon spruce (Picea aspera	ita)						
			CITES 登録樹種(46 種	・学術	行名) 20)		
	【附属書Ⅱ】	•	D. jingxiensis			•	D. tsoi	
-	Aquilaria grandiflora	•	D. kingiana D. millettii			-	D. volubilis	
-	A sinensis	•	D. mimosoides			•	D. ximengensis	
-	A. yunnanensis	•	D. obtusifolia			•	D. yunnanensis	
-	Dalbergia assamica	•	D. odorífera			-	Taxus chinensis	
-	D. balansae	•	D. peishaensis			•	T. cuspidate	
-	D. benthamii	•	D. pinnata			•	T. fauna	
-	D. burmanica	•	D. polyadelpha			-	T. sumatrana	
-	D. candenatensis	•	D. rimosa			•	T. wallichiana	
-	D. cultrara	•	D. rubiginosa					
-	D. dyeriana	•	D. sacerdotum			【附属書Ⅲ】		
-	D. fusca	•	D. sericea			•	Fraxinus mandshurica	
•	D. hainanensis	•	D. sissoo			•	Pinus koraiensis	
•	D. hancei	•	D. stenophylla			•	Podocarpus neriifolius	
•	D. henryana	•	D. stipulacea			•	Quercus mongolica	
•	D. hupeana	•	D. tonkinensis			•	Tetracentron sinense	

(3) 木材貿易の状況

国産材生産量は、上述のとおり 2008 年以降は約 8,000 万立米で推移してきた。一方で、輸入量は過去 10 年間で 2.5 倍に急増した。このため、2011 年以降に輸入量が生産量を 2,000 万立米程上回り、2015 年の木材自給率は約 45%である²¹。天然林の商業的伐採の停止政策により、自給率が更に低下する可能性も指摘されている²²。

¹⁹ European Timber Trade Federation. China Industry Profile. Gateway to International Timber Trade (2018). (http://www.timbertradeportal.com/countries/china)

²⁰ UNEP-WCMC. The Species+ Website. Nairobi, Kenya. Compiled by UNEP-WCMC, Cambridge, UK. (2018). (https://speciesplus.net/)

²¹ Barua, Sepul K., et al. "China as a Timber Consumer and Processing Country: An Analysis of China's Import and Export Statistics with in-depth Focus on trade with the EU." (2016).

²² Woodworking Network. Chinese logging ban boosts demand for foreign logs. (2017).

輸入材については、2017年に11,194万立米、総重量113百万トン、総額419億米ドルを記録した。主要な木材輸入港としては、上海を中心とした江蘇省・浙江省を含む一帯の海港や、東北の中露国境にある満州里・綏芬河口岸の陸港が大半を占める²³。また近年は一帯一路政策による西方内陸開発により、長江上流域の内陸部にあり中国全土や東南アジア・ロシアと陸水空の運送網で繋がる重慶が木材貿易港として急速に発展している。

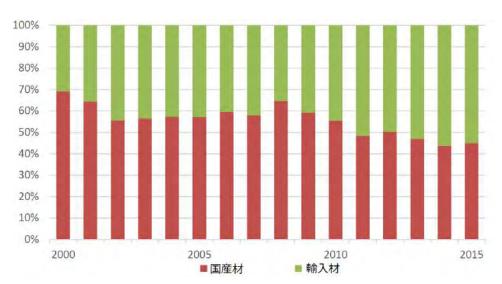


図 3.5.3 中国における木材・木材製品の

国産材生産量・輸入材利用量の年間割合の推移(2000年-2015年)21



図 3.5.4 中国の主要な木材・木材製品輸入港とその年間輸入量(2017年・2018年)23

(https://www.woodworkingnetwork.com/news/woodworking-industry-news/chinese-logging-ban-boosts-demand-foreign-logs)

²³ Retrieved and modified from: China Forestry Group Corporation China National Forest Products CO., LTD. Practice Sustainable Concepts and provide More High-quality Forest Products for a Better Life. (2019).

219

輸入統計①:木材・木材製品の輸入動向

総輸入額・重量共に、主に木材パルプや木材チップが多い。これらは主にベトナムや 豪州の植林による広葉樹材である。

着目すべき点は丸太類の減少と製材類の増加である。丸太類の総重量は過去5年間で7割程度に減少しており、全品目の輸入総量に占める割合も過去10年間で半減している。一方で製材類の総重量は過去5年間で7割程度増加しており、全品目の輸入総量に占める割合も過去10年間で4倍に急増している。その結果、重量は依然として丸太類が製材類より多いが、金額は製材類が丸太類より多くなっている。

これは主にロシア、ミャンマー、ラオスといった従来からの対中丸太輸出国における 丸太禁輸や関税引き上げの影響によりその反動として丸太の代わりに製材類が多く輸入 されるようになったことが理由として挙げられる。

したがって、ボード・合板類の輸入は相対的に微量であることから、着眼すべき点と して丸太類及び製材類の樹種や生産地別の輸入傾向について詳細に述べることとする。

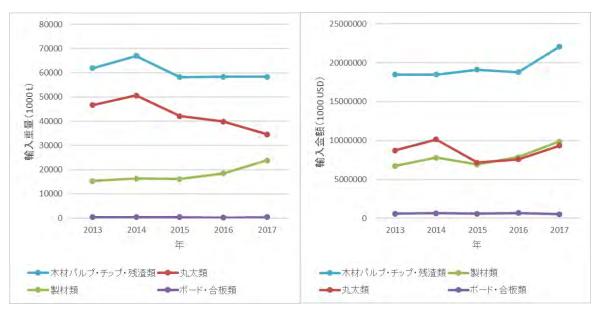


図 3.5.5 中国による木材・木材製品の

品目別年間輸入重量(左)及び輸入金額(右)の推移(2013年-2017年)²⁴ ※2017年の総輸入重量は約1.07億トン、総輸入金額は約447億米ドル

²⁴ 以下の中国の木材貿易統計は、特筆しない限りすべて国連 FAOSTAT 及び同統計を英国王立国際問題研究所 (Chatham House)が統計学的処理により輸出入国間の差異を補正したデータ (https://resourcetrade.earth/) による。なお、品目は完成木製家具及び薪炭類等を除く。また輸入相手地域は規模が微細な中近東及び南アジアを除く。

輸入統計②:針葉樹丸太類の輸入動向

次に丸太類について、針葉樹と広葉樹に区別してその生産地別輸入動向を示す。 針葉樹丸太類の総重量は広葉樹丸太類の2倍強であり、全丸太類の7割近くを占める。 下図のとおり、そのうちの7割強が豪州とニュージーランドからの大洋州材及び北米 材である。

一方でロシア材については、近年は引き上げ関税の除外対象となる輸出量割当により、 総重量の約3割と高く安定した推移を見せている。

なお、中国木材・木材製品流通協会によると、2018年以降の米中貿易摩擦を受け、北 米材の3分の2を占める米国材が減少するも、自由貿易協定を改定予定のニュージーラ ンド材や北欧材が代替品として増加しているとのことである。

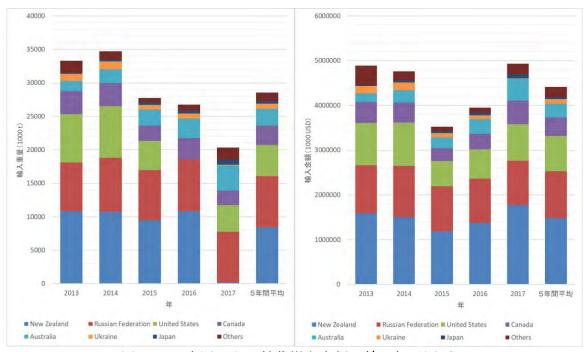


図 3.5.6 中国による針葉樹丸太類の輸入相手国別の

年間輸入重量(左)及び輸入金額(右)の推移(2013年-2017年)25.26

²⁵ 輸入重量における 2016 年の米国材及び 2017 年の NZ 材の統計データが欠落しており、実際は輸入金額と比例して増減したと考えられる。

²⁶ 以下の中国に係る国別輸出入統計グラフは、全体の1%を超過する国名のみを示す。

輸入統計③: 広葉樹丸太類の輸入動向

広葉樹丸太類の総重量は針葉樹丸太類の半分弱であるが、総額は針葉樹丸太類とほぼ同等であるため単価が高くなっている。

下図のとおり、特にサブサハラ・アフリカ諸国は過去10年間で重量・金額共に倍増しており、総量の半分弱、総額の3割程度を占める最大の供給地域となっている。同地域内の主要供給国は目まぐるしい変遷を辿っており、近年は主に赤道ギニア、モザンビーク、カメルーン、コンゴ共和国、ナイジェリアなどが上位にある。

また、針葉樹と異なり、広葉樹丸太類はパプアニューギニア及びソロモン諸島産が主であり、過去10年間でほぼ倍増しながら総量の3割程度、総額の2割程度を占める供給地域である。

次に欧米が続くが、針葉樹丸太と同様に丸太禁輸や関税引き上げにより過去 10 年間で大幅に減少したロシア及び東南アジア諸国が、依然として輸出量割当等により一定の水準を保っている。

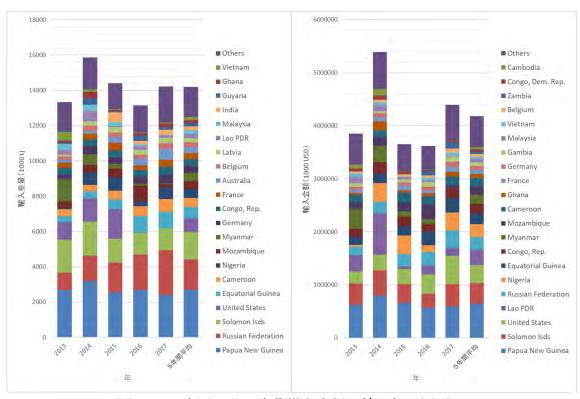


図 3.5.7 中国による広葉樹丸太類の輸入相手国別の 年間輸入重量(左)及び輸入金額(右)の推移(2013年-2017年)²⁷

なお、世界各国において丸太禁輸や CITES 樹種登録等により、中国向けに広葉樹丸太を供給する国の情勢が目まぐるしく変化しており、以前は大量供給国であったが近年に急減する事例が多く存在する。またその影響を受け、代替的な供給国として台頭する国も存在しており、それらの主な事例と詳細を下表に示す。今後も急激な変化が予想されることから、広葉樹丸太の供給国の動向は留意する必要がある。

.

 $^{^{27}}$ 輸入重量における 2016 年及び 2017 年の米国材の統計データが欠落しており、実際は輸入金額と比例して増減したと考えられる。

表 3.5.3 近年広葉樹丸太の対中輸出規模が著しく変化した国々の事例と詳細28

輸出の変化	供給国名	変化の時期	主な理由	備考
大幅減少	マレーシア	2000 年代~	_	_
	リベリア	2003 年~	国連制裁	_
	ガボン	2010 年~	丸太禁輸令	・以前はアフリカ最大の対中輸出国
				・2022 年までに全てのコンセッションに
				FSC 森林管理認証取得の義務化を予定
	コンゴ共和国	2014 年~	丸太輸出制限	・丸太輸出量は全伐採量の 15%が上限
	ミャンマー	2014 年~	丸太禁輸令	_
	ラオス	2016 年~	丸太禁輸令	_
	ナイジェリア	2016 年~	CITES 附属書Ⅱ登録	・以前は高級材輸出が盛ん
				…特に Pterocarpus erinaceus
				(通称 African rosewood)
大幅増加	赤道ギニア	2010 年~	ガボンの丸太禁輸令	・ガボンの代替国として台頭
				・ただし 2019 年 1 月より丸太禁輸令施行
	ソロモン諸島	2010 年~	_	・2019 年 10 月に中国と国交樹立

-

 $^{^{28}}$ Forest Trends. China's Forest Product Imports and Exports 2006-2016: Trade Charts and Brief Analysis. (2017).

輸入統計④:針広樹種別製材類の輸入動向

次に製材類について、針葉樹と広葉樹に区別してその輸入動向を以下に示す。

針葉樹製材類の総重量は過去 10 年間で急増しており、2008 年を境に広葉樹製材類を追い抜くに至った。現在は広葉樹製材類の約 2 倍であり、製材類の 7 割近くを占める。しかしながら、総額は広葉樹製材類がわずかに上回っていることから、その単位当たり金額が 2 倍以上であること示唆している。このことから、これより広葉樹製材類について詳述するものとする。

ただし、針葉樹製材類は過半数がロシア材であり、残りはカナダや欧州などが占める。 特にロシア材については、丸太関税引き上げの影響から加工製品の輸出に転換しており、 過去10年間で重量・金額共に約4倍に増加している。

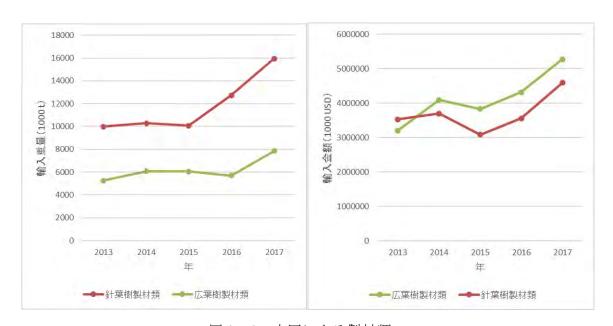


図 3.5.8 中国による製材類の

針広樹種別年間輸入重量(左)及び輸入金額(右)の推移(2013年-2017年)

輸入統計⑤: 広葉樹製材類の輸入動向

広葉樹製材類について、生産国別輸入動向を以下に示す。

米国は金額ベースで最大の供給国であり、重量・金額共に全体の3割以上を占める。 2018年以降の米中貿易摩擦により減少することで、代替品として下記の国々から供給量 の増加が想定される。

地域としては、過去 10 年間で重量・金額共に東南アジア諸国が 3 倍に増加しており、全体の 4 割程度を占めている。そのうちの主な供給国はタイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ラオスなどであり、特にタイについては近年増加が著しく、米国に匹敵する全体の 3 割以上を占めるに至っている。

その他にロシア並びにガボンをはじめとしたアフリカ諸国など、丸太関税引き上げや 丸太禁輸令を施行して加工輸出に転換した国々が、それぞれ全体の1割程度を占める。

したがって、タイを筆頭とする東南アジア諸国、ロシア、及びアフリカ諸国が広葉樹製材類全体の6割程度を占める。これらの国々おいては、丸太輸出制限を受けて中国系事業者が現地事業者を買収したり、新規開業したりすることにより、現地で丸太を製材加工している事例が増加しており、サプライチェーンが急変している。

なお、タイからの製材類は、植林のゴムノキなどの原材料を利用したものが多数を占めるものと考えられる。

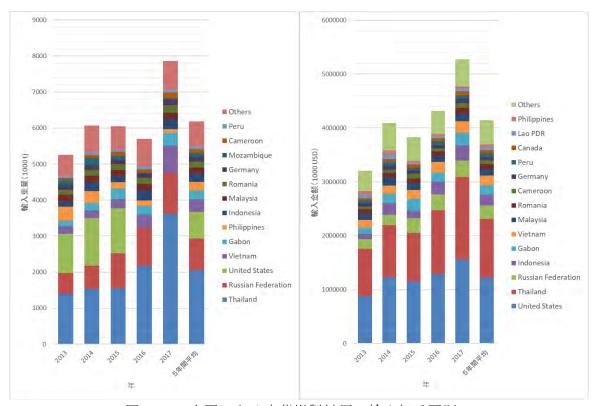


図 3.5.9 中国による広葉樹製材類の輸入相手国別の 年間輸入重量(左)及び輸入金額(右)の推移(2013年-2017年)²⁹

 29 輸入重量における 2016 年及び 2017 年の米国材の統計データが欠落しており、実際は輸入金額と比例して増減したと考えられる。

.

輸出統計①:木材・木材製品の輸出動向

中国の国産材・輸入材が原料となり、同国から全世界に輸出された木材・木材製品は、下図のとおり、2017年における完成木製家具と紙製品等を除く総重量が約9百万トン、総額が約70億米ドルである。

そのうち、重量・金額共にボード・合板類が圧倒的に多く、比較的価値が高いものの 重量の小さい製材類を除いて、その他の品目は取扱規模が小さい。



図 3.5.10 中国による木材・木材製品の 品目別年間輸出重量(左)及び輸出金額(右)の推移(2013年-2017年) ※2017年の総輸出重量は約9百万トン、総輸出金額は約70億米ドル

また、上述の品目に完成木製家具と紙・板紙を加えた材積・金額統計 ²⁸ によれば、2016年に約 5,500 万立米を記録した。これは国産材・輸入材の合計丸太換算材積の 3 割近くが、輸出に供されたことを意味する。その内訳は、合板が総材積の約半分を占めるが、総額の 2 割程度である。一方で完成木製家具は総材積の 3 割程度を占め、総額の 6 割程度を占める。また、繊維版は総材積の 1 割程度に至るが、総額の 3 %程度を占めるに留まる。これら合板、完成木製家具、繊維版だけで、輸出総材積の 9 割、また輸出総額の 8 割を占めることになる。

輸出統計②:木材・木材製品の対日輸出動向

完成木製家具と紙製品を除く木材・木材製品の対日輸出は、2017年に総重量 55.3 万トン、総額 5 億米ドルを記録した。これは中国の輸出相手先国中、重量・金額共に米国に次ぐ 2 位に位置する。また、重量・金額共にボード・合板類が 7 割程度、製材類が 2 割程度を占める。

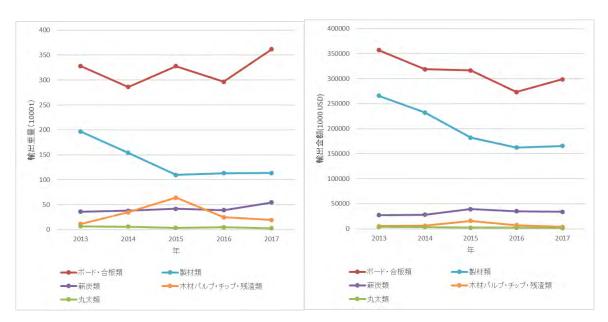


図 3.5.11 中国による日本向け木材・木材製品の 品目別年間輸出重量(左)及び輸出金額(右)の推移(2013年-2017年)

日本家具産業振興会の輸入家具実績統計によると、2017年に完成木製家具の輸出総額は約1,200億円となっている。中国は日本が海外から輸入した完成木製家具の総額の48%の輸入相手先国であり、最大の供給国となっている³⁰。

.

³⁰ 一般社団法人日本家具産業振興会 (2019)「輸入家具実績表/国別 (平成 30 年 1 月~12 月)」(http://www.jfa-kagu.jp/files/statistics/2018 import country2.pdf)

輸出統計③:ボード・合板類と製材類の対日輸出動向

ボード・合板類と製材類について、その内訳を以下に詳述する。

下図のとおり、材積ベースで、特にブロックボード・単板積層材(LVL)が安定的に増加しており、対日輸出総量の約半分を占める。また、減少傾向にある合板、フリー板、製材も一定の割合を保持している。

これら全てに広葉樹材が使用されることは多く、例えば合板の9割以上が合板1枚につき表板・裏板(以下フェイスバック)等に広葉樹材のベニヤを1枚以上使用しているという調査結果がある²⁸。

ブロックボード・単板積層材・合板のフェイスバック、フリー板、繊維板などが中国でこれらの木材製品と組み合わされて完成木製家具に加工されている。

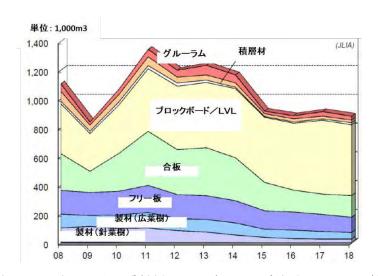


図 3.5.12 日本による中国からの製材類及びボード・合板類の品目別輸入量の推移31

日本の世界からの完成木製家具の総輸入量の約5割、下図のとおり同様にブロックボード・単板積層材・合板の総輸入量の約2割を中国が占めている。

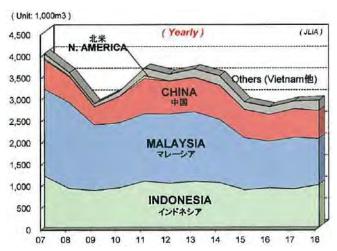


図 3.5.13 日本によるブロックボード・単板積層材・合板の相手先国別輸入量の推移 31

.

³¹ 日本木材輸入協会による提供資料から抜粋

輸入材を含む原料から製造された対日輸出品目のうち、完成木製家具、ブロックボード/単板積層材等の複数の部材でできた木材製品の対日総輸出量は約230万立米であり、木材・木材製品の全対日輸出量の約9割を占める。

そのうち、3分の2程度を占める完成木製家具は様々な部材の複合製品であることから、各部材の合法性確認は比較的困難であるものの、その重要性は大きい。ブロックボードや単板積層材、合板なども、主にフェイスバックに使用される樹種の特定は重要である。他にも建具、食器類、フロアリング材等も一定の輸入実績がある。

したがって、特に主要な木材輸入港が集中する地域の加工事業者よりこれらの品目を 調達する際は、後述する科学的分析手法や関連書類等を用いてこれらの品目の樹種・産 地を同定し、合法性を確認する意義は大きいと考えられる。

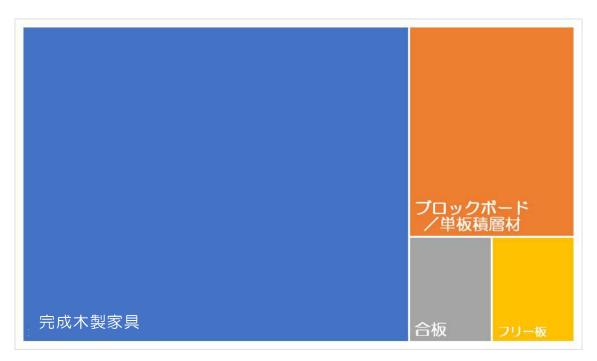


図 3.5.14 中国による木材・木材製品の対日輸出品目のうち 合法性確認の意義が高い主な品目の対日輸出規模の相対比較図 (2018 年・材積ベース・対日総輸出量のうち約9割の約230万立米の品目内訳)

2) 森林認証システムの導入状況

(1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

FM 認証については、取得面積が拡がりつつあるものの限定的である。

認証林の所有形態としては、主に国有林が大多数を占める。東北部の国有林経営部門の天然林や人工林、南東沿海部の国有林場や企業所有のプランテーションなどを主体に分布する。

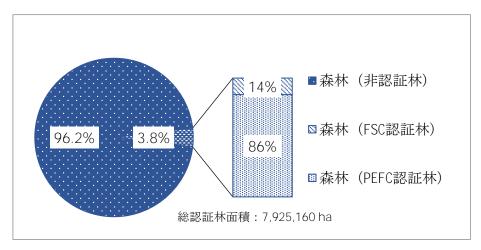
樹種は、特に近年はポプラ、ユーカリ、コウヨウザン、マツといった樹種のプランテーションにおける認証取得が拡大している。

供給先として、国産認証材は主に欧米系の家具メーカーや外資系製紙会社が輸出向け に購入しており、その需要拡大がサプライヤーによる認証取得を促進している。

中国独自の森林認証制度・CFCS は PEFC と相互承認しており、CFCS 認証を含む PEFC 認証がこれら中国国内の FM 認証の 9 割弱を占める。

一方で、FSC 認証の取得件数は FM 認証の約1割となっている。FSC は、FSC 原則・基準の最新版である第5版に基づく中国国内規格を策定し、審査機関や NGO、大規模木材取扱事業者や中国林業科学院との実地試験を経て、2018年に公表した。最新原則・基準に基づき国内規格を策定した事例としては、アジア太平洋地域でネパールに次ぐ二か国目である。

また、FSC は天然林の商業的伐採の停止政策による植林からの伐採増加を受け、木材を管理木材として購入する際に必要なデューデリジェンスの参照情報である地域別リスク評価を作成した。これは同国最大の植林地であり国産材の3分の1以上を生産する広西壮族自治区と、植林地でウッドパネル・単板の一大生産地かつ同国のコンポジットボード生産量の2割を誇る山東省をまずは対象としている32。



※国土面積及び森林面積は 2019 年推定値、FSC は 2019 年 11 月時点、PEFC は 2019 年 9 月時点。 ※FSC 認証及び PEFC 認証の認証面積は重複する場合がある。CFCS 認証の認証面積は公表されていない。 ※香港、マカオ、台湾は除外する。

図 3.5.15 中国の国土に占める森林と認証林の割合33・34

-

³² FSC China. 「山东和广西 FSC 受控木材风险评估通过 FSC 国际批准」(2018). (https://cn.fsc.org/cn-cn/newsroom/id/185)

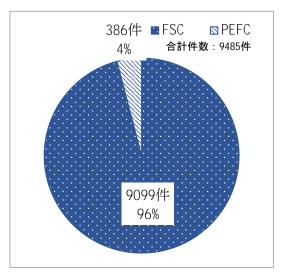
³³ FSC. Facts & Figures (2019). (https://fsc.org/en/page/facts-figures)

³⁴ PEFC. Facts and figures (2019). (https://www.pefc.org/discover-pefc/facts-and-figures)

(2) CoC 認証の普及概況

中国の FSC 認証・PEFC 認証を併せた CoC 認証の取得件数は、過去2年間でほぼ倍増している。現在は世界で最多であり、取得件数2位のドイツの2倍強である。昨今は欧米豪の違法伐採材の輸入規制を受けた木材製品輸入事業者が、デューデリジェンスを効率的に実施するための補助ツールとして CoC 認証を利用するケースが増加している。

各種森林認証制度の CoC 認証の普及概況としては、FM 認証とは逆に、FSC 認証の取得件数が 9 割以上を占めており、PEFC 認証の取得件数は 1 割未満となっている。なお、PEFC によれば、CFCS 認証の取得件数は公表されていないが、限定的であるとのことである。



※FSC は 2019 年 11 月時点、PEFC は 2019 年 9 月時点※CFCS 認証の件数は公表されていない※香港、マカオ、台湾は除外する

図 3.5.16 中国における CoC 認証の取得状況 33·34

3) 違法伐採の関連情報

木材製品は、複雑なサプライチェーンを経た部材が複合的に組み合わさった製品が多くを占め、原材料の伐採地特定は多くの技術的労力を必要とする。また、サプライヤーからの申告書類の伐採地や使用樹種についての記載情報が虚偽である、または不完全である可能性もある。

このことから、欧米等の一部木材輸入事業者は、中国製に限らず、世界中の木材製品の木材標本を採取して、科学的分析手法によりその属や種、原産地等を特定することで、記載情報の真贋や必要情報の未記載を直接的に確認する事例が近年見られる。

科学的分析手法の主な種類と特定内容は下記のとおりである。

- ①組織解剖・顕微鏡分析:属レベル (例: Quercus spp.) を特定
- ②DNA 分析:種レベル(例:Quercus mongolica)・広域レベルの原産地を特定
- ③アイソトープ(安定同位体)分析:半径約10km 範囲の原産地を特定

これらの科学的分析手法の効率的・効果的な利用や運用を目指して、一部欧米諸国の 当局や森林認証団体、研究機関などを中心とした技術構築の取組が活発化しており、中 国林業科学院も参加している。中国を含む世界各地に存在する各樹種の細胞、DNA、ア イソトープの標本を収集して、参照標本データを整備することが主な活動内容である。

その運用過程で、実際に木材製品の合法性確認に使用した分析結果が公表されており、 中国製木材製品のうち、「(3) 木材貿易の状況」の輸出統計のとおり合法性確認の意義 の大きいと考えられる完成木製家具と合板についての分析結果をここに詳述する。

(1) 中国製完成木製家具の使用樹種についての科学的分析結果

① 背景

中国は 2018 年にロシアと同様にモンゴリナラを CITES 附属書Ⅲに登録している。したがって、中国産のモンゴリナラ製品は、原産地証明が付帯していない場合は原則違法とみなされる。

このため、昨今は中露産のモンゴリナラ製品を欧米などの他国産であると虚偽申告し、かつ属種名の記載をナラ(Quercus spp.)材として属レベルのみに留めて販売を試みる中国系供給者の事例が発生している35。

このような事例を受けて、定期的にナラ材の種レベルの情報や産地を科学的分析手法により検査・確認して、中露産モンゴリナラであれば CITES に準ずる必要文書が付帯しているかを確認する事業体が見受けられる。

②科学的分析結果

ドイツの民間企業 Agroisolab Germany が、主にアイソトープによる科学的分析手法を使用して、中国製完成木製家具の使用樹種と産地を特定した事例がある³⁶。同社は同様のサービスを国際環境 NGO・WWF をはじめ、米国森林局や国際機関である国際熱帯

³⁵ Referred to and retrieved from: WWF. Okay Oak: A Case Study on Responsible Sourcing of White Oak from the Russian Far East. (2018).

³⁶ NEPCon 提供資料 (2019)

木材機関(以下ITTO)などに提供している。

この事例における分析対象は、吉林省産のモンゴリナラ材製として申告された中国製完成木製家具である。分析当時の中国は、天然林の商業的伐採の停止政策以前であり、モンゴリナラはまだ CITES に登録されていなかったため、記載内容に虚偽がなければ法的に取り扱いが可能な産地と樹種である。

分析した結果、極東ロシア産のモンゴリナラであることが判明し、また当時既にロシアにおいて CITES 附属書Ⅲの登録種であったことから、CITES に準ずる原産地証明が付帯していない同木材製品は違法であることが判明した。

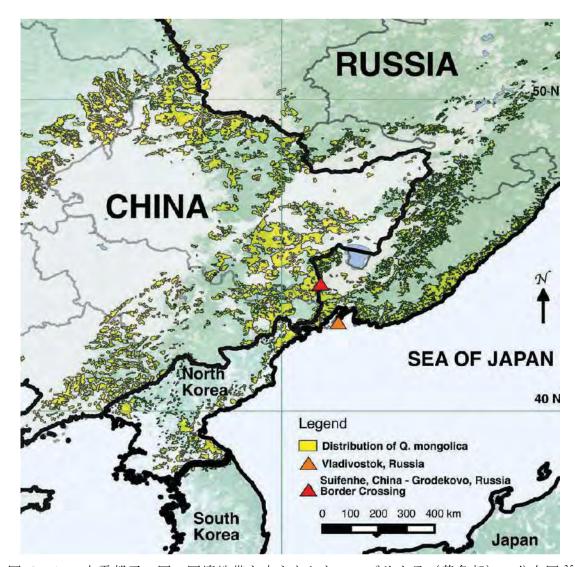


図 3.5.17 中露朝三ヵ国の国境地帯を中心としたモンゴリナラ (黄色部)の分布図 35

(2) 中国製合板の使用樹種についての科学的分析結果

同様に英国の国立計量局が、組織解剖・顕微鏡分析による科学的分析手法を使用して、 中国製合板の使用樹種を属レベルまで特定した事例がある³⁷。

.

³⁷ Referred to and retrieved from: UK National Measurement Office. EUTR: Plywood imported from China. (2015).

分析対象は、英国による中国製合板輸入量のおよそ1割を占める中小企業 16 社で、 取り扱う中国製合板のフェイスバック及び心材を分析した。

下表のとおり結果の出た 13 社のうち、樹種の供給者による申告内容と実際の分析結果について、フェイスバックと心材の両方の整合は3社、フェイスバックのみの不整合は2社、心材のみの不整合は5社、両方の不整合が3社となった。これは、およそ4分の3の供給者からの合板の樹種について、申告内容と分析結果になんらかの不整合があることを意味していることから、樹種同定の有用性は高いと考えられる。

樹種の数についても、申告された単数でなく実際は複数である事例も存在している。 虚偽申告の内訳として、フェイスバックについては割合が比較的小さい(13 社中 5 社) ものの、実際の樹種が比較的違法性のリスクの高い熱帯広葉樹種が含まれている傾向に あった。また、対照的に心材については割合が比較的大きい(13 社中 8 社)ものの、実 際の樹種が比較的違法性のリスクの低い植林樹種が含まれている傾向にあった。

表 3.5.4 フェイスバックと心材の申告樹種と分析結果 ³⁷ (緑=整合、赤=不整合)

事業者	'表板・裏板申告種	一分析結果	心材申告種	分析結果	
1	Palaquium	Palaquium	Eucalyptus	Eucalyptus	
		Bétula		Poplar	
2	Betula		Eucalyptus	Kedongdong	
				Pine	
3	Sapeli	Poplar Poplar		Poplar	
,	Sapen	Sapeli		Elm	
4	Dalaguium	Detrouvine	Poplar		
4	Palaquium	Palaquium	Eucalyptus	Kasai	
5	Ditange	Delamatras			
5	Bitangor	Palaquium	Poplar	Eucalyptus	
6	Lotofa	Sapeli	Poplar	Poplar	
7	Beech	Beech	Eucalyptus	Eucalyptus	
8	F. W. C.	Ozigo	Eucalyptus	Eucalyptus	
۰	Eucalyptus		Eucalyptus	Poplar	
9	4-	Phenolic resin	Poplar	Poplar	
10	Sapeli	Sapeli	Poplar	Poplar	
				Poplar	
11	Palaquium	Palaquium	Eucalyptus	Pulai	
				Red Merant	
12	Eucalyptus	Bitangor	Eucalyptus	Eucalyptus	
12			Lucalyptus	Poplar	
13	Bitangor	Bitangor	Poplar	Kasai	
13	Bitangor		Popial	Medang	
14	Campnosperma	結果待ち	Poplar	結果待ち	
15		サンラ	リルなし -		
16		サンラ	りルなし		

3.5.2 森林伐採・木材流通の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令・許認可制度及び関連書類の概要

森林伐採・木材流通に関連する法令・許認可制度及び関連書類については、過年度の同事業中国調査において整理済みであり、現地における聴取調査等により特段の変更が無いことが確認されたため、詳細についてはそちらを参照されたい²。既存情報の概要と根拠を以下に示す。

①森林伐採・木材流通に関連する法令・許認可制度及び関連書類

各種法令に基づく許認可制度により、下表のとおり様々な関連書類が存在する。そのうち、核心的な伐採工程の合法性とその後の流通連鎖を証明する機能を司る主要な関連書類として、林権証、伐採許可証、運輸許可証が存在する。また、その発行の条件として、その他の数々の関連書類の提出が義務付けられていることからも、日本の輸入事業者が合法性確認のためにこれらを確認する重要性は特に大きい。

これらの書類取得を申請する各工程の事業者は、創業時に取得した社会信用番号付きの営業許可証を提出する必要がある。更に、各工程間における売買取引を行う際に必要な送り状(中国語名:発票(ファーピャオ))に、その社会信用番号を逐一記載する必要がある。そのため、記載された社会信用番号により発票の被発行者の身元確認を行い、発票と各主要書類の記載内容の整合性を確認することで追跡調査が可能である。

特に中国から輸入する際に入手する植物検疫証明書や供給者である加工輸出事業者の 木材経営加工許可証を手掛かりに、運輸許可証から伐採許可証を経て林権証へ遡上確認 していくことができる。その際に各工程間で材積の歩留まりの整合性や樹種・生産地等 に齟齬が無いかを注視する必要がある。

なお、第三国からの輸入材の合法性確認を事業者に義務付ける法令は存在しない。

②非森林地における植林木の取扱

また、中国の国産材の合法性確認に係る例外的な留意事項として、非森林地における植林木の取扱について詳述する。

上述の各種法令の主な対象は、土地区分における森林としての指定区域で木材生産を 行う場合である。もう一方で、非森林指定地の共有地・遊閑地などにおいて、農民など が零細な規模でポプラなどを植林生産する事例が存在する。その木材生産については、 森林法ではなく土地管理法のみに依り、集団所有地の権利規定が適用されることになる。

まず、集団所有地の所有権は、県級以上の当局が発行する土地所有権証明書に依って 所有集団組織が規定される。更にその土地と地表物の使用権は、最小行政区単位である 郷鎮や村民委員会が保持することができ、構成員やその他の機関、企業、個人に行使の 請け負わせることが可能である。

したがって、日本の輸入事業者がこの木材合法性を確認するためには、伐採地である 集団所有地の範囲を特定した上で、その地表物の使用権を請け負い、木材生産を行う村 落の構成員などの伐採者を特定して、それらの地図や名簿を作成することが重要となる。

なお、中国国内の木材合法性確認に係るコンサルタントによると、その際の補完的な確認方法としては、下記の3つの方法が有用であるとのことであった。

- ①伐採者の社会保障証のコピーまたは伐採者名・社会保障番号の控え
- ②土地・地表物使用権の行使者代表(村民委員長等)による上記地図・名簿の承認
- ③土地所有権証明書に記載の対象区画・所有集団組織の確認

表 3.5.5 関連法令の原則・基準分類別の関連書類 2

原則	基準	名称	備考
		林権証	林地および材木の所有権・使用権の保持者を確認 伐採許可証でも確認可(詳細は後述) 請負の場合に、林地使用権の転移事実の記載を確認
	土地所有権	営業許可証	私企業の場合に確認
		林地使用監査同意書 (使用林地审核同意书)	林地の非林業系土地利用転換を事由に 発生した木材の場合に確認
合法的な伐採権	コンセッション・ライセンス	(該当なし)	
		森林管理計画	第1類事業体は林業当局の承認が必要
	森林計画・伐採計画	木材生産計画	事業体を問わず林業当局の承認が必要 森林管理計画に含むことが可
		年間収穫量割当許可	国務院の承認が必要
	伐採許可	森林伐採許可証 (原語:林木采伐许可证)	記載内容を後述の各種書類と照合確認
		更新費の領収書 (または森林伐採許可証)	森林伐採許可証の発行条件
納税と使用料支払	ロイヤルティの支払と伐採手数料	植物検疫費の領収書 (または植物検疫証明書)	植物検疫証明書の発行条件 中小規模事業者は支払義務が免除
	付加価値税とその他売上・販売税	付加価値税(増値税)送り状 (原語:発票)	売り手より入手
	収入および利益税	(該当なし)	
伐採施業		伐採施業記録	伐採許可証と伐採施業計画の内容と照合
	林業(木材伐採)規則	更新検収合格証	村民委員会と個人農家は発行対象外
	/D = ##	森林伐採許可証	伐採許可を得た樹種、伐区の位置、 伐採禁止区域等の情報を含む
	保護地域および樹種 	希少種・絶滅危惧種リスト	全国区及び地域区の両方が存在する
		生態公益林分布図	地域の林業局または国有林場より入手可
	環境配慮事項	森林管理計画	第1類事業体は林業当局の承認が必要

	安全衛生	安全教育の実施記録	
		特殊作業操作証	チェーンソー作業者等の危険作業従事者
		外部委託契約書	外部委託や派遣労働者を使用する場合
	合法的な雇用	労働者および 外部委託契約者名簿	
		給与支払記録	
		雇用契約書	雇用期間や国籍を問わず必要
		労働者の社会保障卡(カード)	社会保障費等の保険代支払の証明
		社会保障費等の保険代支払記録	
	慣習的な権利	(該当なし)	
第三者の権利	FPIC (自由で事前の十分な情報に基づく同意)	(該当なし)	
	先住民族の権利	(該当なし)	
		運輸許可証	
	樹種、量、品質の分類	輸出・輸入申告書	
		野生生物輸出入許可証	
		運輸許可証	同一林区内輸送時、輸入港から工場直送時等を除く
	貿易と輸送	植物検疫証明書	国内輸送用と輸出用のものは異なる
貿易と輸送		木材経営加工許可証	
貝勿C翈区	外国間貿易と振替価格操作	親会社・子会社間の協定書	商品・サービス内容と料金体系を定義したもの
		対外貿易経営者届出登記表	代理申告委託業者を含む
	税関規則	植物検疫証明証	
		種識別証	

(該当なし)

(該当なし)

木材生産計画

労働災害保険証書 労働災害記録 事業体を問わず林業当局の承認が必要

CITES(ワシントン条約)

デューデリジェンス/デューケア

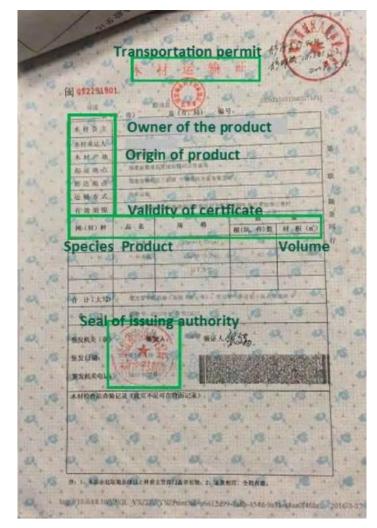
五五五年五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	No 1 Ak inb (1) 11 12	-
ADD () W 5	林地所有权权权利人权利人	
	金林或林木 所有权权利人 使用权权利人	
Name of the holder	4 % Location	
	小 地 名 林班 小班	
根据《中华人民共和国森林法》规定,本	面 积 Area 主要树种 Main spe	
中森林、林木、林地所有权或者使用权、业	株 数 株 种 Forest t	typ
登记、合法权益受法律保护。	林地使用期 Valid period 终止日期	4
	四 至: GPS location	1
400.00	A A A A A A A	4
特发此证		
	NAME OF TAXABLE PARTY.	
	进 记:	
Seal of issuing authority		
发证机关 (印)		
年月日	医 	
	W	
Issuing time	IE (MLXIII)	
* * * * * * * * * * * *	机 经办人: 负责人:	
	年 月 日 年 月 日	

別枠により囲んだ箇所は、左頁左上から順に、林権証保持者の名称、発行当局の印章、発行年月日、 右頁左上から順に、場所、面積、主要樹種、森林の種類、使用期間、GPS位置情報

図 3.5.18 林権証のイメージ2

				· 编号1 - 1,5300	01151207001
Holder of	permit			果字[20	d met
-					Location
根据_	天仗中班 契	报的伐区调查设	计(申请)。	经审核、标准各	
场(乡镇)_	/	t)作业	区(组)		1)录仪。
采伐四至:	东相矩构_	_WW			DESCRIPTION.
GPS 定位:	DIMIT.			Species	
林分起源。	AI	_ 林种:	股川村本	有种。	
权 篇:		_ 林权证号(证	明):/		
采伐类型。	主伐	_ 呆伐方式: _	19-00	- 宋代强度: _	2014
采伐面积:	3.93	_ 公顷(株数)	Harve	stvolume	
采伐蓄积1	Time of ha	rvesting (HIM	量356	三 立方米)	
果伐期限:	2015 PS	[列 0和至	2015 SE	月 11日	
更新期限。	2010 10	<u> </u>			
更新面积。	3.93 公司	頁(株数: 210	0_(R)		
口右限额	口不占限额				
条注: 古		A 計畫和548.907	recent to the	STREET BOTT TO SE	
	a Part Select Annial Select	110 41 M 5/12/00/20			la a alba a
			Seal of	issuing aut	nority
185	#			发证人(依)	1
1	17/4		1/2	San Train	
Marin N		发证机关	700	领证人,	3
1 there	(IF W	及证机	1000	BUEAL	1
		Issuing tim		-	

枠内の別枠により囲んだ箇所は、上から順に、許可証保持者の名称、 伐採場所、樹種、許可伐採量、伐採期間、発行当局の印章、発行年月日 図 3.5.19 伐採許可証のイメージ²



別枠により囲んだ箇所の英訳は、左上から順に、題名、荷主、木材産地、 有効期間、樹種、製品名、量(立米数)、発行当局の印章

図 3.5.20 運輸許可証のイメージ2

2) 森林伐採・木材流通の証明システムの概要

中国木材合法性確認システム38

2020年時点で中国において運用中の森林伐採・木材流通の証明システムは存在しない。 一方で、任意で木材取扱事業者が利用可能な、中国木材合法性確認システム(Chinese Timber Legality Verification System、以下 CTLVS)の導入を今後予定しており、中国林業 科学院と中国国家林業草原局林産品国際貿易研究センター(以下 CINFT)が構築を主導 している。

中国政府は英国政府と Collaboration on International Forest Investment and Trade (InFIT) プログラムによる技術提携をしており、InFIT 第二期(2019-2022 年)期間中に CTLVS を完成・導入予定である。英国政府の担当部局はインドネシアの TLAS (現地名: SVLK) の構築においても同様の技術協力をしており、下図のとおりの全体構想のもとで SVLK に相似したシステムの構築を目指している。

具体的な構想内容として、中国当局が木材合法性確認ガイドラインの作成、行政施策による合法性確認の推進、CTLVSの法制化を行い、設定した管理当局が運用管理を行う。木材合法性の定義としての原則については、合法的な伐採、合法的な取引、地域開発、生物多様性の保護、気候変動対策の5原則が検討されている。

中国産の木材・木材製品については、森林認証または法定書類を確認方法として設定する。また、第三国からの輸入木材・木材製品については、ガイドラインに基づく自己申告、森林認証、または了解覚書を交わした国際合意書類を確認方法として設定する。

同国の市場に国内外から初めに木材・木材製品を導入する任意参加の木材取扱事業者が、これらの確認方法を使用して、情報の収集、リスク評価、リスク低減の3工程からなるデューデリジェンスを実施する。第三者審査機関がその方法や結果を確認して合格したものについて、CINFTが CTLVS ライセンスを発行する。このライセンス材が付帯する木材・木材製品を、中国当局が合法木材として公認するものである。

なお、木材取扱事業者が確認方法に国際合意書類を利用する場合は、中国当局はその真贋と記述情報が対象木材の実態と整合することの確認だけを要求して、リスク評価・低減の工程を省略することにより、事業者の確認負担を軽減すると共に、二国間の貿易をより潤滑にするものである。ここでいう国際合意書類とは、後述する FLEGT ライセンスなどが想定されている。

また、第三者によるモニタリング機関を設置して、合法性原則に沿う適切な全体運営がなされているかを監視する役割を持たせる。消費者や NGO を含む市場からの評価を適切に取り込む仕組みづくりも検討されている。

管理当局の運営体制としては、運営委員会を筆頭にその指導下で作業部会が認証機関の認定を行い、認証機関が各工程事業者の審査を行う。基準作成と改定を担う事務局や利害関係者の調整を担う協議委員会が、認証機関や事業者を監視するとともに、内容を作業部会に適宜報告することにより、作業部会を補佐する仕組みを想定している。

-

³⁸ Referred to and retrieved from: UK Collaboration on International Forest Investment and Trade (InFIT) Program. Project Result Briefing Chinese Timber Legality Verification System (CTLVS) and Its Policy Framework. (2017).

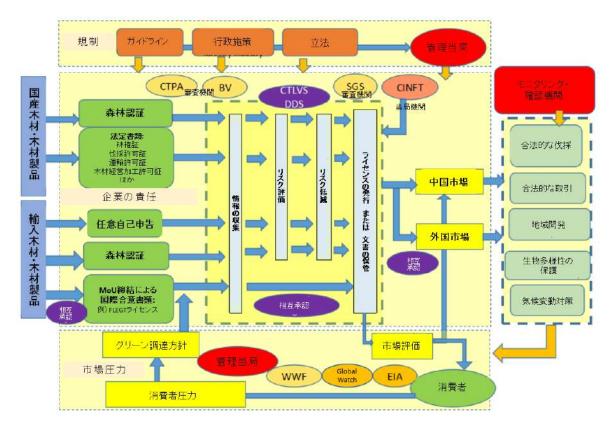


図 3.5.21 CTLVS の全体構想 ³⁸

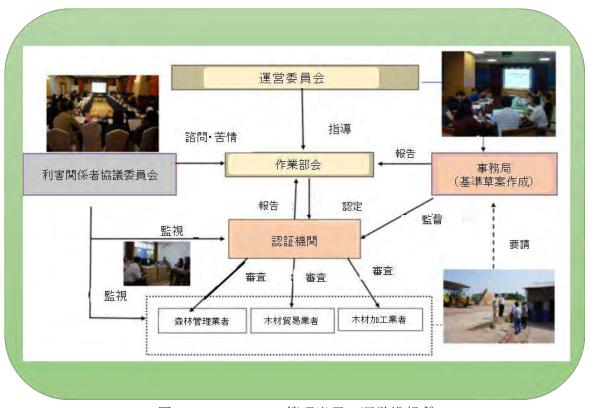


図 3.5.22 CTLVS 管理当局の運営構想 38

3) 木材合法性確認に向けた最新の取組

先述の CTLVS の完成・構築までの準備作業として、またその期間の木材合法性確認を効率的・効果的に実施するための補完的な枠組として、国内外の政府機関や国際機関、NGO や民間企業が連携して、以下に示す様々な取組を実施している。

(1) 林業当局による木材合法性基準の策定

国別ガイドラインの作成

中国林業科学院の林業科技信息研究所が、各国の現地当局と協力しながら、英国国際 開発庁の支援の下で、合法性基準の国別ガイドライン・「中国系林業企業のための海外に おける持続可能な経営、貿易、投資に向けた国別ハンドブック(仮訳)」を作成している。

これは、中国系事業者がその他の国々において現地操業して木材調達する際の、森林管理、林地投資、木材貿易の合法的かつ持続可能な運営方法を整理したものである。

昨今は原木禁輸令を施行する生産国が増加しており、中国系事業者が現地林産事業体を買収して、伐採・加工までを済ましてから中国に輸入する事例が増加していることを受け、作成されたものである。また、現在構築中の CTLVS において、輸入木材の合法性確認に係る自己申告のためのガイドラインとして応用することを想定している。

既にモザンビーク、ガボン、ガイアナ、ラオス、インドネシア、ミャンマー、ロシアを対象に作成済みで、更にパプアニューギニアとソロモン諸島について作成予定である。 参考として、モザンビーク版の記載項目を以下に示す。

- 森林産業の概要 (森林資源、林産物貿易、林政体制)
- 現地操業の基本法令 (法律概要、投資規制、労働基準、法人登記)
- 森林管理の法的要求 (法律概要、伐採規制、運営権の契約申請、 税制と使用料支払、環境規制)
- 4. 木材輸送の法的要求
- 5. 木材加工の法的要求 (製品分類規則、高次加工の促進施策)
- 6. 木材貿易の法的要求 (検査・検疫規則、必要書類と入手方法)
- 7. 地域社会の法的要求 (地域住民の権利と義務、運営権利者の便益と 義務、その他の便益と義務、合意形成)
- 8. 国家法の整理表
- 9. 広域協定の整理表
- 10. 国際合意の整理表

図 3.5.23 国別ガイドライン (表紙・モザンビーク編) ³⁹

生産国が発行する合法性証明書類の国家承認

中国林業科学院が、中国税関や商務部と連携しながら、欧州森林研究所の協力を得て、

³⁹ Retrieved from: Chen, Y., et al. Manual on sustainable overseas forest management trade and investment by Chinese enterprises: Mozambique version. (2016). (https://pubs.iied.org/G04146/)

生産国が発行する合法性証明書類を構築中の CTLVS に利用するための国家承認に向け、 技術検証を実施している。

これは先述のとおり、生産国による発行書類を承認することで、木材輸入事業者によるリスク評価・低減の作業負担を減らし、二国間の木材貿易を潤滑にするものである。

現在の主な検証対象は FLEGT ライセンス⁴⁰で、既にインドネシアが木材合法性保証システム (SVLK) を運用して発行する V-Legal ライセンス (≒FLEGT ライセンス) を国家承認するため、税関を含む両国当局が連携して流通連鎖 (CoC) 管理を実施するに当たっての、制度的・技術的な課題や対策を検証している。

林業当局によると、既にインドネシア産の合板と木製家具部材を使用した実証実験が 実施済みであるとのことである。

(2) 民間による木材合法性基準の策定

木材合法性確認の第三者認証制度

第三者認証機関が、世界各国で木材輸入事業者によるデューデリジェンス・システム (DDS) を機能評価して、合格した DDS を認証する第三者認証制度を運営している。

そのうち、欧州木材規則のモニタリング機関として登録され、コンサルタント業務を行っている NGO の事例としては、2019 年に中国・北京に東アジア事務所を開設して、主に中国から木材製品を輸入する EU や豪州の事業者を顧客に、その DDS が木材原産国である第三国と加工貿易国である中国のそれぞれの国内法に対応するものであるかを、評価・認証している。

また、EU や豪州への木材供給者である中国系事業者が調達先の第三国において森林 認証を取得するための技術支援を提供することで、サプライチェーン全体の合法性確保 に向けた業務を展開している。同 NGO によれば、特にアフリカ最大の広葉樹製材の対 中供給国であるガボンが、2022 年までに全てのコンセッションに FSC 森林管理認証の 取得の義務化を予定しているため、同国における DDS の構築支援を積極的に行っているとのことである。

(3) 中国系木材取扱事業者間の責任ある調達ネットワーク

CTLVS の完成前に、上述の官民が策定・補完する木材合法性基準を遵守する中国内外の中国系木材取扱事業者が、互いに連携して合法木材の責任調達をより容易に行うためのネットワークを構築しており、中国系参加企業からの調達が可能である。

Global Forest & Trade Network

主なネットワークとしては、国際環境 NGO・World Wildlife Fund(WWF)が 1991 年に開始した Global Forest & Trade Network(GFTN)があり、2005 年に中国展開を開始した。

GFTN 中国の会員企業は、森林経営から木材貿易に至るまで、床材や合板、木材家具などのサプライチェーンを一貫した事業者が含まれる。

会員企業は、GFTN 独自の DDS や先述の中国林業科学院による国別ガイドライン等の

-

⁴⁰ 木材生産国が EU と二国間合意(FLEGT-VPA)を締結して、合意に基づき構築する木材合法性保証システム (TLAS) により発行する合法性証明書類は、FLEGT ライセンスと呼ばれる。欧州木材規制において、EU 域内の輸入事業者は FLEGT ライセンスが付帯する木材について、リスク評価・低減をする義務が免除されている。

合法性基準に準拠した合法木材や、森林認証を取得した合法かつ持続可能性に配慮した 木材のみを利用することが義務付けられている。

GFTN 事務局はそのモニタリングを実施して、会員企業の規則遵守を確認すると共に、要望に応じて FSC 森林認証の取得に向けた技術支援を提供している。

サプライチェーンの各工程の会員企業が、互いと木材取引を行うことにより、デューデリジェンスにおける情報収集やリスク評価・低減をより容易かつ円滑に行い、責任ある木材調達を実現することを目指している。

Global Green Supply Chain Network

また、これらの民間による取組を補完するかたちで、ITTO が 2017 年に開始した Global Green Supply Chain (GGSC) Network が存在する。

GGSC は世界の熱帯木材を対象として、その生産輸出国から加工貿易国、輸入消費国までの、木材取扱事業者、業界団体、研究機関、国際機関、その他組織が自主参加する地球規模のネットワークである。

ITTO の他、同機関の共催団体は中国木材・森林製品流通協会 (CTWPDA)、国際熱帯木材技術協会 (ATIBT)、中国国家林業草原局の国際林産物貿易センター (CINFT) であり、この4団体が GGSC ネットワークの設立と運営を行い、積極的に関与していることから、中国は加工貿易国として中心的な役割を果たしていると考えられる。

また、2020年時点の中国の主要参加企業は創立初期からの12社で、その総生産額は128億米ドル、木材製品の国内総生産額の4%を占める(下表参照)。参加業種は完成木製家具と木製家具部材、フローリング、木製パネル、木製ドアなどの製造や貿易事業者で構成されている。

現在は CTLVS との連携を想定した調達基準の策定と、事業者のデューデリジェンスの能力強化を展開しており、そのためにアフリカ連絡事務所の設置や、広域会議の開催により連携促進を図っている。

表 3.5.6 GGSC Network の主要な中国系参加企業⁴¹

事業者名(英名)	事業者名(中国語名)		
China National Forest Products Co. Ltd.	中国林产品公司		
Power Dekor Group Co., Ltd.	圣象地板集团		
Dare Wood Based Panels Group Co., Ltd.	大亚人造板集团		
Zhejiang Shiyou Tiber Co., Ltd.	世友地板		
Treesun Flooring Co.	久盛地板		
Guangxi Fenglin Wood Industry Group Company Ltd.	丰林木业集团		
Shenzhen Sampo Furniture Co., Ltd.	松堡王国家居有限公司		
Guanxi Sunway Forest Products Industry Co., Ltd.	三威人造板公司		
Shanghai Anxin Floors Co., Ltd.	安信地板		
China Jilin Forest Industry Group Co., Ltd.	吉林森工集团		
Shanghai Lingge Wood Co., Ltd.	上海菱格木业有限公司		
Starforest Art Flooring (Zhejiang) Co., Ltd.	森林之星		

⁴¹ ITTO. Chinese timber companies commit to jointly develop the global green supply chain. (2018). (https://www.itto.int/news/chinese_timber_companies_commit_to_jointly_develop_the_global_green_supply _chain/)